

あいちトリエンナーレ 2016 パートナーシップ事業募集要項

1 趣旨

あいちトリエンナーレ実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、平成 28 年 8 月 11 日（木）から開催する「あいちトリエンナーレ 2016（以下「トリエンナーレ」という。）」の会期前及び会期中に行われる文化芸術事業で、実行委員会と相互に広報協力を行っていただける事業を募集し、「あいちトリエンナーレ 2016 パートナーシップ事業」（以下「パートナーシップ事業」という。）と位置づけ、双方の事業の盛り上げを図っていきます。

2 対象となる事業

パートナーシップ事業の対象となる事業は、次の(1)、(2)、(3)の要件をいずれも満たすものとします。

- (1) 平成 27 年 8 月 11 日（火）（トリエンナーレ開幕 1 年前）から平成 28 年 10 月 23 日（日）（トリエンナーレ閉幕日）までの間に原則として愛知県で実施される文化芸術事業

※この期間に 1 日でも開催日が含まれる事業は可とします。

- (2) 申請者が作成するチラシ等の印刷物や Web サイトなどに「あいちトリエンナーレ 2016 パートナーシップ事業」の名称とトリエンナーレの「パートナーシップ事業ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）を掲載し、トリエンナーレの開催を広報していただける事業

※開催日時、開催場所が確定していない場合は、確定後に申請してください。

- (3) その他

- ・宗教活動や政治活動を目的とする事業でないこと
- ・暴力団が関与する事業でないこと
- ・公序良俗に反する事業でないこと

3 実行委員会による広報協力

実行委員会は、決定したパートナーシップ事業について、申請書に記載された内容（事業名、開催日時、開催場所、事業内容等）をトリエンナーレの公式 Web サイトで紹介します。

また、愛知芸術文化センター内に配架スペースを設置し、各申請者が作成したパートナーシップ事業のチラシ（上限 50 枚）を陳列します。

4 募集期間

平成 27 年 7 月 31 日（金）から平成 28 年 7 月 29 日（金）まで

5 申請方法

- (1) 提出様式

あいちトリエンナーレ 2016 パートナーシップ事業申請書（別記様式）

※申請書は、公式 Web サイト（<http://aichitriennale.jp>）からダウンロードできます。

(2) 提出方法

原則、電子メールにより提出してください。

※電子メールでの提出が難しい場合は、実行委員会事務局にご相談ください。

(3) 提出先

あいちトリエンナーレ実行委員会事務局

電子メール geijutsusai@pref.aichi.lg.jp

※電子メールのタイトルは「パートナーシップ事業申請」としてください。

6 決定の連絡

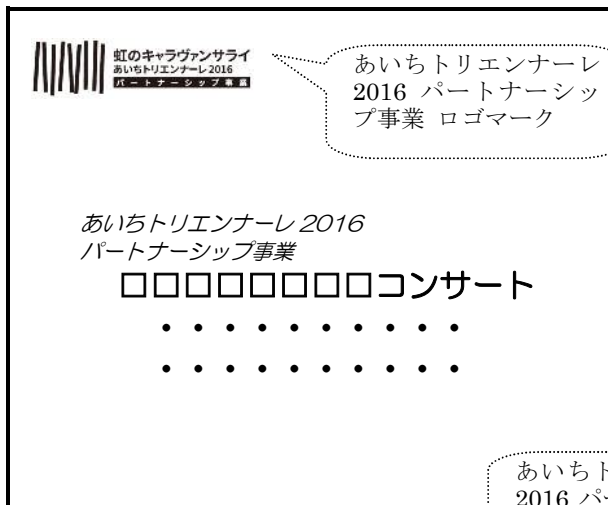
実行委員会において申請内容を審査し、パートナーシップ事業の決定を行います。(決定までに1~2週間を要します。)

実行委員会は審査結果を申請者に電子メールにて通知するとともに、ロゴマーク及びその使用方法をお知らせします。

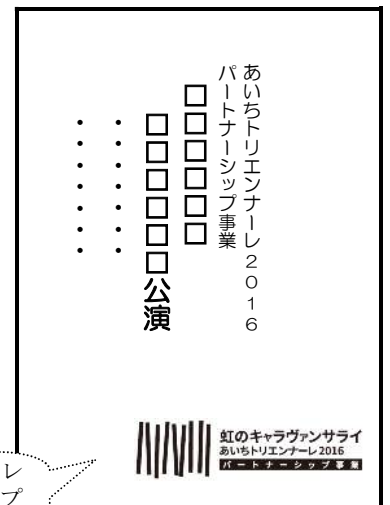
なお、申請時の内容に虚偽の記載があった場合には、決定を取り消すことがあります。

◆「あいちトリエンナーレ 2016 パートナーシップ事業」名称及びロゴマーク使用例

(印刷物)



(看板)



7 その他

- (1) 申請書の「トリエンナーレ公式 Web サイト掲載内容」欄にご記入いただいた内容は、公式 Web サイトに掲載しますので、公開可能な情報をご記入ください。
- (2) やむを得ず事業の内容を変更・修正する必要が発生した場合は、速やかに実行委員会までご連絡ください。
- (3) 申請書の作成等に必要経費は、各申請者の負担とします。

8 問合せ先

あいちトリエンナーレ実行委員会事務局 担当：川島、渡辺

住 所：〒461-8525 名古屋市東区東桜一丁目 13-2 愛知芸術文化センター6階
(愛知県県民生活部文化芸術課国際芸術祭推進室内)

電 話：052-971-6111

F A X：052-971-6115

電子メール：geijutsusai@pref.aichi.lg.jp

